

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人 新 井 財 団

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 13 号(以下「認定法第 5 条 13 号」という。)及び公益財団法人新井科学技術振興財団(以下「この法人」という。)の定款第 13 条(評議員に対する報酬等)及び第 29 条(役員の報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 22 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の種類及び額の決定)

第3条 この法人の役員及び評議員には、評議員会及び理事会等に出席した場合（定款第 19 条及び第 37 条の決議の省略による開催を含む）は、別表 1 により報酬及び実費弁消費を支給することができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人新井科学技術振興財団の設立の登記の日から施行する。

この改正規程は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。

この改正規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この改正規定は、令和 2 年 10 月 5 日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会・評議員会（出席）	20,000 円	5,000 円
理事会・評議員会（みなし決議）	20,000 円	無し

* 上記報酬及び実費弁償費は 1 出勤当の金額とする。

平成 24 年 6 月 21 日改正

平成 27 年 3 月 11 日改正

平成 31 年 3 月 7 日改正

令和 2 年 3 月 1 日改正

令和 2 年 10 月 5 日改正